

## 次期平塚市民病院将来構想検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「平塚市民病院将来構想（平成20年11月策定）」が平成28年度に終了することを受け、「新公立病院改革ガイドライン（公立病院改革の推進について（総務省自治財政局長通知 平成27年3月31日付け総財準第59号）」及び「平塚市民病院あり方懇話会（平成28年3月15日病院事業管理者へ報告）」で議論された内容を踏まえた、新たな平塚市民病院の将来構想（以下「次期市民病院将来構想」という。）策定について広く市民等の意見を聴取することを目的に開催する次期平塚市民病院将来構想検討会議（以下「会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する際に開催する。

- (1) 次期市民病院将来構想（案）の策定に関する事項
- (2) その他平塚市民病院の経営改善に関し必要があると認める事項

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者が選任した者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療又は病院経営に関して識見のある者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 経済団体を代表する者
- (5) 平塚市職員
- (6) その他市長及び病院事業管理者が特に必要と認める者

(会議)

第4条 会議は、病院事業管理者がこれを招集する。

- 2 会議に座長を置き、その職は前項に掲げる者（以下「構成員」という。）の互選とする。
- 3 病院事業管理者は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求め、説明又は必要な資料等の提出をさせることができる。
- 4 会議で聴取した意見等は、病院事業管理者が市長に報告する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、平塚市民病院経営企画課において処理する。

(謝礼)

第6条 構成員が会議に出席したときは、その都度22,600円を謝礼金として支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、次期市民病院将来構想が施行されたときにその効力を失う。